


# 一般廃棄物搬入申請書(事業系・記入例)

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者 様

予約番号  
記〇〇〇〇

泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例施行規則第3条第1項第1号の規定に基づき、下記事項を確認し、下記のとおり一般廃棄物の搬入を申請します。  
(必ずボールペン等で記入してください。鉛筆での記入は、受付できません。)

搬入時間：平日の月曜日～金曜日及び指定する土曜日の12時45分～16時30分 (指定日以外の土曜日及び日曜日・祝日は搬入できません。)		 <small>組合HP</small>	
事前予約：予約受付がない場合、搬入出来ません。		予約方法：組合ホームページ又は予約専用ダイヤル <b>0725 - 90 - 7844</b> 平日9時～16時30分 (予約の変更等については、予約専用ダイヤルまでお電話ください。)	
ごみの発生場所	住所	<input type="checkbox"/> 泉大津市 <input checked="" type="checkbox"/> 和泉市 <b>舞町87番地</b> <input type="checkbox"/> 高石市	電話番号 <b>0725-〇〇-〇〇〇〇</b> 業種 (事業所の場合) <b>清掃業</b>
	氏名 (事業所名)	<b>(株)泉北環境 泉北事業所</b>	事業者のみ <b>泉北環境</b>
搬入できるのは排出者本人又は家族、事業所の場合は事業主又は従業員に限ります。			
搬入者	住所	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">搬入される方の情報</div> 電話番号 <b>〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</b> 続柄 <b>従業員の証明(社員証など)</b>	
	氏名		
搬入車両 (ナンバー)	<b>和泉500 あ12-34</b>	二輪車、最大積載量4トンを超える車両及び徒歩での搬入はできません	
ごみの種類	いずれかに✓を付けてください。(家庭系及び事業系のごみの混載による搬入はできません)		
	<input type="checkbox"/> 自宅から排出されたもの <input checked="" type="checkbox"/> 事業活動によって排出されたもの 搬入されるごみを具体的に記入してください。(例：たんす、机、書類、生ごみ) <b>草・木・生ごみ など</b>		
リユース (再利用)	泉北クリーンセンターでは、搬入されたごみの中から可能なものは、リユース(再利用)しています。 搬入するごみのリユース(再利用)について、 <u>同意できない方は✓を付けて下さい。</u> <input type="checkbox"/> 同意しない。		

✓以下のことを確認しました。

- 事前予約された予約番号を予約番号欄にご記入ください。予約番号がない場合は搬入出来ません。
- 裏面の記載事項を遵守してください。
- 本人確認のため、身分証明書等の提示をお願いします。(下記、確認物)
- 搬入は原則1日1回です。
- 記載内容について相違があった場合や虚偽が判明した場合は、搬入をお断りします。
- ごみの重量に応じ、条例で定めるごみ処分手数料が必要です。  
(ごみの計量は、泉北クリーンセンターの計量器によるものとします。)
- 泉北クリーンセンターへ搬入できるものは、泉大津市、和泉市、高石市内の家庭又は、事業所から排出され、排出者本人又は各市の一般廃棄物収集運搬許可業者が持ち込む一般廃棄物に限ります。
- 事業系のごみについては、事業者又は従業員である事が分かる証明が必要です。
- 事故、故障、災害等により搬入を中止する場合があります。

本組合記入欄

確認物	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 事業系確認 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター 和泉市舞町87番地 電話0725-41-2030  
 ※ごみの出し方・分別方法は組合ホームページ「ごみ分別大辞典(ごみサク)」をご利用ください。

## (許可条件)

- 1 泉大津市、和泉市、高石市内で発生した一般廃棄物の搬入
- 2 運搬車両は、ごみ飛散防止のためシート等で被覆してください。
- 3 最大積載量が4トン未満の車両での搬入
- 4 可燃物、不燃物、資源物を必ず分別してください。
- 5 ごみの投入に時間を要する場合又は大きなごみや重いごみを投入する場合は、2名以上で搬入してください。

## (搬入禁止物)

以下の廃棄物は搬入できません。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で定める産業廃棄物
- (2) 関係法令によりリサイクルすることが義務付けられた廃棄物
- (3) 焼却炉の燃焼過程において生活環境の保全に支障を来すおそれのある廃棄物
- (4) 爆発物・パレット等
- (5) 土砂、がれき等の不燃物
- (6) 犬、猫、家畜等の動物の死体
- (7) 液状の廃棄物
- (8) 焼却炉の運転管理に支障を来すおそれのある廃棄物
- (9) ごみ処理施設の維持管理上、不相当と認められる廃棄物
- (10) その他、泉北クリーンセンターが指定している廃棄物

## (搬入に際しての注意事項)

- 1 予約がない場合は搬入出来ません。必ず事前予約が必要です。
- 2 ダンプ車両以外の車両での搬入については、必ず1番又は2番扉でごみを投入してください。
- 3 ダンプ車両での搬入については、明示している立入禁止区域に絶対に入らないでください。
- 4 荷下ろしのために車両を後退誘導する場合は、いかなる場合があっても車両の後部に立ち入らないでください。
- 5 場内における事故等については、一切責任を負いませんので、通行やごみの荷下ろしの際は、ご注意ください。
- 6 クリーンセンター内では、必ず係員の指示に従ってください。

※上記の条件等に従えない場合は、搬入をお断りさせていただきます。